

## 陳述書

2007年10月4日

住所  
職業

(元公立高校教師・元大学教員 - 荒井容子付記)

氏名

教育研究者の荒井文昭さんから「義兄が分限免職になった。体罰が一つの理由とされて」とお聞きしたときは、相当酷い体罰教師なのかと一瞬思いました。それというのも38年間の教師生活で身近に分限免職になった先生がすぐには思い浮かばないこともあってのことです。組合の役員として指導部長と交渉をしていたとき傍聴の組合員がいきなり指導部長に飛びかかってネクタイを締め上げ私たちがあわてて制止したことがあります、こういう異常な行動を日常生徒や親や同僚にもとることのある教師であれば分限免職になっても仕方がないとそのとき話し合ったこともありましたが(その教師は日常的にそういうことをする人物ではないこともあって何ら処分は受けずに教職を全うしています)それだけに分限免職を受けるというのはよほどのことという印象がまず先にきてしまったのです、そのとき、校長さんとの折り合いが悪くまた教育長にもにらまれていたのではという話も聞きましたがどういう方かどういういきさつかイメージが浮かばず気になっていました。

そういう状況で疋田先生の陳述書を読ませていただいていたいへんなショックを受けました。一つは疋田先生が僕の接してきた身近の多くの先生たちと比較してとびきりまじめで誠実で意欲的な先生だったからです。しかも僕のように民間教育団体や教育学会系の仕事を優先するより、教育行政の主流の様々な研究会の仕事を管理職を助けて忠実に果たし、それを日常の教育に同僚たちと協力して生かしている教育行政主流にとって一番まじめな先生だったからです。しかも授業にせよクラブ指導にせよ生活指導にせよ生徒との関わりを一番大切にする姿勢を持ち続け生徒のためなら面倒なこといともわかない一番頼りになるタイプの先生だったからです。こんな先生は管理職からも組合役員からも同僚からも頼りにされる人だったろうな、ただ「自分をもっている人だし力もあるから」唯々諾々を望む人にはコチンと来ることもあるかも知れないなという気がしました。しかし、いろいろな事件が起こっていくにせよ、分限免職になるような人では全くない。それなのになぜ、というのが陳述書の途中からの僕の疑問になりました。

後半の研修を受けていく中で教育委員会の多くの関係者が疋田先生の教師としてのまっとうさ、優秀さを認めていることで僕のその思いは裏付けられました。本当にこういうまじめで力のある意欲的な先生が分限免職になるのは恐ろしいことです。「自動車通勤」「体罰」が問題にされていく過程でも関わる生徒やその親の先生の気持ちや苦衷、疋田先生のお父様の思いもよく伝わってこういう人たちまで苦しめ、校長・副校長・教育長が産経新聞まで使って事件にしていくのが恐ろしい気がしました。なぜ教育長、校長・副校長が疋田さんをこうまでして無理に分限免職にしていかなければならなかったのか正直に言ってまだよくわかりません(個人的な思い込みとか偏見としか思えようがないのです)。ただ疋田先生がやってきた教育実践・実績からいろいろの行き違いから誤解を招くようなことがたとえあったにせよ分限免職にあたる人でも、あたる事件でもないということだけは38年にわたる都立高校教師の体験、その後の5年間の教職課程主任教授として研究者としての事例研究の実績からも確信が持てます。裁判での真相究明を強く期待しています。

以上